

# 第 1

## 總 論



## 目 次

---



---

### **包括外部監査の概要**

1	監査の種類 .....	1 - 3
2	外部監査の対象とした特定の事件(テーマ).....	1 - 3
3	監査対象期間 .....	1 - 3
4	テーマ選定の理由 .....	1 - 3
5	監査の要点 .....	1 - 3
6	主な監査手続 .....	1 - 4
7	外部監査の実施期間 .....	1 - 4
8	包括外部監査人及び補助者 .....	1 - 4
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係 .....	1 - 4
10	その他 .....	1 - 5

### **監査対象の概要**

1	群馬県の試験研究機関 .....	1 - 6
2	群馬県の試験研究機関の概要 .....	1 - 7
3	群馬県における産業別の生産状況と就業構造 .....	1 - 8
4	他都道府県の公設試験研究機関との比較 .....	1 - 8
5	監査対象試験研究機関の選定 .....	1 - 10
6	監査対象試験研究機関の業務の特徴 .....	1 - 10

### **各試験研究機関に共通する監査結果**

#### **(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)**

	(平均落札率等の概要).....	1 - 11
	(意見)	
1	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について .....	1 - 12
2	執行伺書への契約条項案の添付等について .....	1 - 13
3	売買契約書における目的物品の記載について .....	1 - 14

#### **(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)**

	(施設設備及び備品の概要).....	1 - 15
	(監査結果・指摘事項)	
4	備品の現品確認について .....	1 - 16
5	必要がなくなった物品について .....	1 - 16
	(意見)	
6	備品の購入について .....	1 - 17
7	機器利用状況の把握について .....	1 - 17
8	遊休不稼動建物等について .....	1 - 18

9	他機関からの預かり資産について .....	1 - 18
1 0	火災共済付保状況について .....	1 - 19
1 1	薬品等の管理状況について .....	1 - 21

**(利用者に必要な金額を負担させているか)**

(意見)

1 2	受託研究における受託料の積算について .....	1 - 22
1 3	受託研究における受託料の算定方法の見直しについて .....	1 - 22

**(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)**

(意見)

1 4	外部評価委員による外部評価について .....	1 - 23
1 5	外部評価委員の評価基準について .....	1 - 23
1 6	外部評価委員の評価書について .....	1 - 24
1 7	研究成果の調査、分析について .....	1 - 24

**(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)**

(意見)

1 8	中長期計画について .....	1 - 26
1 9	外部資金の導入について .....	1 - 26
2 0	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について .....	1 - 27
2 1	人事面の施策について .....	1 - 28
2 2	研究職員の育成について .....	1 - 29
2 3	業務の効率化の追求について .....	1 - 30
2 4	試験研究における計画策定及び進捗管理について .....	1 - 31
2 5	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について .....	1 - 32
2 6	光熱水費節減について .....	1 - 32
2 7	行政コスト計算書の活用について .....	1 - 33
2 8	研究課題別原価計算について .....	1 - 40
2 9	研究成果の普及について .....	1 - 41
3 0	県立 8 試験研究機関の連携強化について .....	1 - 41
3 1	試験研究機関の今後のあり方について .....	1 - 43

**県として検討すべき項目**

(意見)

1	地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について	1 - 45
---	----------------------------------	--------

## **包括外部監査の概要**

### **1 監査の種類**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

### **2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)**

試験研究機関の内、次の 6 機関の財務事務の執行及び試験研究業務の管理について

- (1) 群馬県衛生環境研究所
- (2) 群馬県林業試験場
- (3) 群馬県農業技術センター
- (4) 群馬県畜産試験場
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター
- (6) 群馬県繊維工業試験場

### **3 監査対象期間**

主として平成 16 年度（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 17 年度分についても監査対象とした。

### **4 テーマ選定の理由**

群馬県は現在 8 の試験研究機関を有し、産業の振興や県民の健康の保持、環境の保全など県民生活の安定・向上を図るために、総額約 400 億円の投資を行ったうえ、350 名程度の職員数を擁し、毎年 40 億円前後の支出を行っている。

このような試験研究機関が適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは県民の関心のあるところである。

そこで、これらの試験研究機関の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また管理運営事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成していくように運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

### **5 監査の要点**

- (1) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか。
- (2) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか。
- (3) 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。
- (4) 利用者に適切な金額を負担させているか。
- (5) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか。
- (6) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか。

## 6 主な監査手続

各試験研究機関について、沿革、設置等根拠、業務概要、施設の概要、組織、平成 16 年度の主な事業内容、試験研究について、収入・支出の状況、全国における公設試験研究機関との対比、群馬県の関係事業における政策及びそれからみた各試験研究機関の位置付け、業務の特徴及び国・都道府県・大学・民間等の役割分担等を把握・分析し、意見形成の基礎となる情報を整理したうえで以下の監査手続を実施した。

- (1) 入札等の契約事務については、入札及び随意契約による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (2) 施設設備及び備品の管理状況については、現場視察、現品確認及び台帳等との照合等を行った。また、各機関における主な研究用機器につき利用状況を調査した。
- (3) その他の財務事務執行手続については、担当者への質問並びに関係法令、会計規程等及び関係書類との照合を実施した。
- (4) 利用者負担金額（県の収入）の吟味については、担当者への質問及び関係書類との照合により検討した。
- (5) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示については、担当者への質問、資料の閲覧により検討した。
- (6) 各試験研究機関の運営が設置目的に沿って行われているかを担当者への質問、資料の閲覧により検討した。そのうえで今後のあり方について検討した。
- (7) 運営が効率的に行われているかについては、計画的運営の吟味、管理組織体制・人事制度等についての検討、試験研究における業務の進捗管理の吟味、行政コスト計算書の作成・分析による各機関の事業の効率性の検討を行った。また、研究課題別原価計算を試算した。

## 7 外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月 29 日から平成 18 年 3 月 1 日まで

## 8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人  
公認会計士 林 章
- (2) 補助者  
公認会計士 横山 太喜夫  
公認会計士 永井 乙彦  
公認会計士 田中 誠  
公認会計士 松井 理  
公認会計士 鈴木 祥浩

## 9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

## 10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各試験研究機関に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 端数処理については、表示単位未満を切捨てているため、報告書の中にある表の総数と内訳の合計は基本的に一致しない。

## 監査対象の概要

### 1 群馬県の試験研究機関

群馬県は、県民の公衆衛生・環境の保全に資する群馬県衛生環境研究所、林業振興を支援する群馬県林業試験場、農業振興を目的とした群馬県農業技術センター、畜産業振興を図る群馬県畜産試験場、養蚕業や水産業を支援する群馬県蚕業試験場・群馬県水産試験場、工業関係を支援する群馬県立群馬産業技術センターや群馬県繊維工業試験場、合計8箇所の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）を設置している。明治時代に設立された機関が多く、永年にわたりそれぞれの専門分野で群馬県民生活の向上を支えてきている。

これらの公設試は、民間企業では困難な、健康維持増進や感染症・食中毒対策、地域に根ざした種苗開発や生産技術開発、地域企業に成果を還元するための研究開発、流通に必要な品質証明を行う依頼試験、産学官共同研究の推進、技術課題にきめ細かく対応する技術相談、地域産業界が求める人材を育成する研修事業、ホームページや機関誌を用いた情報提供、森林や河川の環境保全など、研究の成果やその過程で得た知見を通じ、公共の福祉の増大に直接的・間接的に寄与することを業務としている。

近年の研究成果として、「炭素繊維電極・オゾン利用水浄化装置」、「花粉の少ないスギ品種」、開花時期が1～2月の「早咲きアジサイ」、「群馬オリジナル蚕品種」、三年成熟系ニジマス「ギンヒカリ」、「簡易汚泥脱水装置」、「群馬K A Z E酵母を用いた清酒」の開発など、地域産業界への波及効果が大きい研究開発を行っている。

公設試は、専門性が極めて高い機関であるが故に、機関内完結型の研究開発を行いがちであった。しかしながら、異なった分野の技術を融合することで新しい技術や産業を生み出すという地域産業界からの要望も多く、公設試は各機関の専門性を活かした連携強化を図っており、部局横断的な共同研究や大学、企業等との共同研究が増加している。例えば、平成12年度から実施している事業「研究開発推進」（新政策課）では、平成16年度まで53課題の共同研究実績があり、特許出願や製品として市場化された例や分析技術の高度化など成果が生まれ、県民生活の向上に寄与している。

また、公設試を多くの県民が身近に感じるような事業も積極的に行っている。県民の日の公設試公開では、理科離れと言われる子どもたちや保護者に科学技術の楽しさを実体験できる場を提供している。県の「出前なんでも講座」のうち公設試が担当するものは、小中学校や地域からの依頼が増加しており、県民共通の財産である公設試の役割も増してきている。

群馬県では、「社会や人間の幸福のための科学技術」を基本的な政策目標として、「豊かな群馬」を創り出すために、公設試が「知の結集」を具現化するシンクタンクとしての役割を担うことが必要である。



2 群馬県の試験研究機関の概要

(平成16年度 単位：百万円・人)

名 称	決算額 (支出)	職員数(人)		投 資 額 ( 累 計 )				主 な 事 業 内 容
		研究	他	土地	建 物	重 要 物 品	合 計	
保健・福祉・食品局								
群馬県衛生 環境研究所	445	26	4	508	2,416	546	3,471	公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、調査研究、試験検査、研修指導等の業務を行う。
環 境 ・ 森 林 局								
群馬県林業 試験場	217	13	5	194	692	392	1,279	森林・林業の活性化を図るため、森林整備・木材利用・きのこ栽培等の地域に密着した実用的な技術の開発に関する試験研究等及び優良種苗の生産を行う。
農 業 局								
群馬県農業 技術センター	1,180	90	27	11,260	4,295	1,015	16,571	農業の振興を図るため、品種育成、栽培技術、高付加価値化技術、環境調和型農業生産技術等の開発、県産農産物の販売力強化のための調査研究等を行う。
群馬県蚕業 試験場	409	16	23	302	1,353	246	1,902	蚕糸業の振興を図るため、栽桑、育蚕、蚕病害虫、人工飼料等の試験研究及び蚕品種育成等を行う。
群馬県水産 試験場	229	16	8	188	608	45	842	水産業の改良発達を図るため、水産に関する試験研究、淡水魚の増殖、種苗生産等を行う。
群馬県畜産 試験場	587	28	22	661	3,369	360	4,391	畜産業の振興を図るため、家畜飼養管理技術、家畜の改良・繁殖、飼料作物の栽培、畜産環境の保全等に関する試験研究を行う。
産 業 経 済 局								
群馬県立群馬 産業技術 センター	856	55	9	370 (注1)	7,582	2,582	10,535	ものづくり産業の振興を図るため、産業技術に関する技術支援、研究開発、情報提供等を行う。
群馬県繊維 工業試験場	231	20	4	0 (注1)	492	587	1,080	繊維産業の振興を図るため、技術支援、研究開発、人材育成等を行う。
合 計	4,156	264	102	13,485	20,811	5,777	40,074	

(注) 1 群馬県立群馬産業技術センターは前橋市及び太田市より、群馬県繊維工業試験場は桐生市より土地を無償にて借受けている。この表の群馬県立群馬産業技術センターの土地は旧工業試験場跡地である。

2 重要物品は1点100万円以上の備品である。

### 3 群馬県における産業別の生産状況と就業構造

群馬県の試験研究機関が主に対象とする産業の群馬県内での産業別総生産額と就業構造は次のとおりである。 (単位：億円・%・人)

区 分	平成15年度県内総生産額		就業者数	
	総生産額	構 成 比	人 数	構 成 比
農 業	1,155	1.5%	70,334	6.7%
林 業	31	0.0%	1,315	0.1%
水 産 業	4	0.0%	166	0.0%
鉱 業	81	0.1%	792	0.0%
建 設 業	4,200	5.5%	97,800	9.4%
製 造 業	25,590	33.8%	280,366	26.9%
電気・ガス・熱供給・水道	2,865	3.7%	5,118	0.4%
運 輸 ・ 通 信 業	3,223	4.2%	53,913	5.1%
卸 売 ・ 小 売 業	8,632	11.4%	210,436	20.2%
金 融 ・ 保 険 業	4,076	5.3%	24,347	2.3%
不 動 産 業	8,501	11.2%	6,736	0.6%
サ ー ビ ス 業	16,574	21.9%	253,529	24.3%
公 務	3,713	4.9%	30,455	2.9%
そ の 他	- 2,983	- 3.9%	4,943	0.4%
総 計	75,670	100.0%	1,040,250	100.0%

(出典) 県内総生産額については、「平成15年度 群馬の県民経済計算」(群馬県統計課)、就業者数については、「平成12年度 国勢調査報告」(総務省統計局)による。

(注) 県内総生産額の「その他」は、(輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税、帰属利子)を表す。

### 4 他都道府県の公設試験研究機関との比較

(単位：人・億円)

区 分	機関数	総職員数 (人)	1機関当り職 員数(人)	平成15年度 予算総額(億)	1機関当り予 算額(億)	職員1人当り 予算額(億)
北 海 道	29	1,654	57.03	246.4	8.50	0.149
青 森 県	5	653	130.60	81.0	16.20	0.124
岩 手 県	9	437	48.56	58.9	6.54	0.135
宮 城 県	13	463	35.62	56.1	4.32	0.121
秋 田 県	11	638	58.00	113.0	10.27	0.177
山 形 県	13	449	34.54	47.8	3.68	0.106
福 島 県	13	516	39.69	62.8	4.83	0.122
茨 城 県	22	406	18.45	44.7	2.03	0.110
栃 木 県	14	434	31.00	51.0	3.64	0.118
<b>群 馬 県</b>	<b>8</b>	<b>384</b>	<b>48.00</b>	<b>61.9</b>	<b>7.74</b>	<b>0.161</b>
埼 玉 県	5	521	104.20	60.7	12.14	0.117
千 葉 県	11	809	73.55	88.2	8.02	0.109

区 分	機関数	総職員数 (人)	1機関当り職 員数(人)	平成15年度 予算総額(億)	1機関当り予 算額(億)	職員1人当り 予算額(億)
東京都	15	1,353	90.20	186.7	12.45	0.138
神奈川県	9	658	73.11	77.0	8.56	0.117
新潟県	8	433	54.13	56.7	7.09	0.131
富山県	11	386	35.09	50.4	4.58	0.131
石川県	9	471	52.33	47.0	5.22	0.100
福井県	11	369	33.55	55.0	5.00	0.149
山梨県	10	274	27.40	36.8	3.68	0.134
長野県	14	454	32.43	42.9	3.06	0.094
岐阜県	12	369	30.75	48.8	4.07	0.132
静岡県	13	571	43.92	76.6	5.89	0.134
愛知県	15	728	48.53	95.1	6.34	0.131
三重県	1	326	326.00	40.0	40.00	0.123
滋賀県	11	352	32.00	54.0	4.91	0.153
京都府	10	370	37.00	47.4	4.74	0.128
大阪府	7	537	76.71	48.3	6.90	0.090
兵庫県	6	530	88.33	67.7	11.28	0.128
奈良県	7	309	44.14	37.3	5.33	0.121
和歌山県	13	308	23.69	30.8	2.37	0.100
鳥取県	9	286	31.78	36.8	4.09	0.129
島根県	10	326	32.60	40.2	4.02	0.123
岡山県	8	291	36.38	47.9	5.99	0.165
広島県	8	426	53.25	59.0	7.38	0.138
山口県	6	347	57.83	40.9	6.82	0.118
徳島県	8	254	31.75	35.9	4.49	0.141
香川県	5	276	55.20	30.3	6.06	0.110
愛媛県	17	355	20.88	41.9	2.47	0.118
高知県	12	321	26.75	38.1	3.18	0.119
福岡県	12	578	48.17	67.7	5.64	0.117
佐賀県	12	337	28.08	38.3	3.19	0.114
長崎県	7	325	46.43	41.3	5.90	0.127
熊本県	6	395	65.83	48.9	8.15	0.124
大分県	11	409	37.18	51.2	4.65	0.125
宮崎県	9	367	40.78	74.7	8.30	0.204
鹿児島県	14	533	38.07	54.0	3.86	0.101
沖縄県	9	367	40.78	40.7	4.52	0.111
全国平均	10	475	44.89	60.8	5.74	0.127

(出典) 文部科学省 地域科学技術施策推進委員会報告書「今後の地域科学技術振興について～地域イノベーション・システムの構築と豊かな活力ある地域づくりのために」(平成17年4月発行)より。

各都道府県の公設試験研究機関の設置状況は前表のとおりである。

これによると、群馬県の試験研究機関は8試験研究機関、総職員数384人、平成15年度予算額は61.9億円となっている。

これらを機関及び職員当りで見ると、1機関当り職員数は、48人で全国平均44.89人に比べ約3人多いが、ほぼ平均的な水準である。

1機関当り予算額は7.74億円で全国平均5.74億円に比べ2億円も多く、全国で12番目、また、職員1人当り予算額は0.161億円で全国平均0.128億円に比べ、0.033億円も多くなっており、全国で4番目と極めて高水準となっている。これは、上記予算額には各都道府県とも設備投資額等が含まれているが、群馬県では、群馬県立群馬産業技術センター及び群馬県衛生環境研究所の整備費及び機器投資（約18億円）が発生したため、多額になっている影響によるものである。

## 5 監査対象試験研究機関の選定

具体的な監査対象試験研究機関は、予算規模、職員数、特定の所管局に偏らない、という基準で下記の6試験研究機関を選定した（前記の表のうち網掛けの試験研究機関）。

### 記

- (1) 群馬県衛生環境研究所（保健・福祉・食品局） 略称：衛環
- (2) 群馬県林業試験場（環境・森林局） 略称：林業
- (3) 群馬県農業技術センター（農業局） 略称：農業
- (4) 群馬県畜産試験場（農業局） 略称：畜産
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター（産業経済局） 略称：産業
- (6) 群馬県繊維工業試験場（産業経済局） 略称：繊維

## 6 監査対象試験研究機関の業務の特徴

各試験研究機関に質問したところ、実際の業務時間は概ね以下の割合になるのではないかと回答を得た。

区分	調査研究	試験検査	技術指導	生産・販売	備 考
衛環	30%	70%	-	-	試験検査業務が全体の過半数を占める。
林業	80%	2%	10%	8%	生産業務は林木育種場の事業である。
農業	60%	25%	15%	-	普及業務は各農業事務所内にある普及部門が主に行っており、研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。
畜産	50%		20%	30%	生産・販売業務は、種雌牛、種子豚、種鶏、牛受精卵及び豚精液等の販売であり、優秀な種の普及、資源の確保によって産業振興を目指すものである。
産業	29%	18%	53%	-	平成16年度下半期の職員の業務・研究時間の収集データにより算出した。
繊維	30%	20%	50%	-	

## 各試験研究機関に共通する監査結果

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

### 平均落札率等の概要

各試験研究機関の競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

機関	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	指 名 競 争	件 数	6 件	22 件	4 件
		平均落札率	94.9%	94.0%	98.3%
林 業	指 名 競 争	件 数	4 件	1 件	4 件
		平均落札率	91.0%	75.6%	90.1%
農 業	指 名 競 争	件 数	10 件	6 件	11 件
		平均落札率	87.8%	94.5%	88.7%
畜 産	指 名 競 争	件 数	3 件	2 件	3 件
		平均落札率	90.25%	89.79%	84.55%
産 業	一 般 競 争	件 数	13 件	31 件	12 件
		平均落札率	82.3%	90.8%	95.9%
	指 名 競 争	件 数	該当なし	3 件	10 件
		平均落札率	該当なし	96.1%	96.3%
織 維	指 名 競 争	件 数	6 件	5 件	2 件
		平均落札率	96.2%	94.3%	96.8%

各試験研究機関の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という）は以下のとおりである。

機関名	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	随 意 契 約	件 数	36 件	44 件	23 件
		平均契約率	97.9%	98.2%	98.4%
	う ち 一 者 見 積	件 数	24 件	23 件	15 件
		平均契約率	98.4%	98.6%	99.2%
林 業	随 意 契 約	件 数	24 件	8 件	11 件
		平均契約率	96.8%	98.4%	95.1%
農 業	随 意 契 約	件 数	32 件	41 件	35 件
		平均契約率	97.8%	97.2%	91.8%
	う ち 一 者 見 積	件 数	6 件	16 件	3 件
		平均契約率	98.3%	98.7%	98.9%
畜 産	随 意 契 約	件 数	8 件	18 件	26 件
		平均契約率	95.45%	95.29%	97.79%

機関名	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
産 業	随 意 契 約	件 数	17 件	45 件	49 件
		平均契約率	93.4%	91.7%	96.8%
	う ち 一 者 見 積	件 数	5 件	22 件	30 件
		平均契約率	94.3%	94.6%	97.9%
織 維	随 意 契 約	件 数	12 件	5 件	4 件
		平均契約率	96.2%	94.9%	95.8%

## 意見

### 1 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について

随意契約理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

(現状及び問題点)

随意契約の場合でも、群馬県財務規則(平成3年規則第18号)(以下「県財務規則」という。)により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

(参考)県財務規則

第188条(随意契約によることができる場合の限度額)

政令第167条の2第1項第1号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

第189条(予定価格の作成)

契約担当者は、随意契約をする場合は、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別な理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものを除くほか、第169条第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。この場合において、予定価格が30万円未満の契約で、契約担当者が予定価格の積算を省略しても当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認めるものは、これを省略することができる。

### 第 190 条（見積合せ）

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときを除くほか、第 184 条の規定に準じ、なるべく 3 人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

- (1) 予定価格が 10 万円（工事及び修繕にあつては 30 万円）未満の契約をするとき。
- (2) その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。
- 2 契約担当者は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さずして契約の相手方を選定することができる。
  - (1) 予定価格が 3 万円未満の契約をするとき。
  - (2) 価格を定めて払下げをするとき。
  - (3) 相手方が官公署であるとき。
  - (4) 価格が一定しており、見積書を徴する必要がないとき。
  - (5) その他見積書を徴することが困難又は不適當と認められるとき。

回議書等の起案文書において、随意契約とした理由や見積合せを省略する理由が明確でないもの、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが見受けられた。

#### （改善策）

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に 1 者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、慎重に検討されたい。

回議用紙による決議書類にも、それら根拠条項等の所定欄を設けることも一案と考える。  
（参照 林業 3 - 17 頁、畜産 5 - 16 頁）

## 2. 執行伺書への契約条項案の添付等について

執行伺書に契約条項案が添付されていない。また、業務委託契約書の再委託の禁止条項がないものがあった。

#### （現状及び問題点）

入札執行伺及び随意契約執行伺には契約条項案を添付し、契約内容をあらかじめ明らかにしておく必要があるが、添付資料と考えていなかったため一切添付されていない事例（農業）や、一部に添付されていない事例（産業）があった。

また、業務委託契約書の不備と思われる以下のような事例があった。

- ・ 試験研究機関の契約書に再委託禁止条項が記載洩れとなっていた事例（農業）
- ・ 瑕疵担保期間が通常よりも短い期間で契約されていた事例（農業）
- ・ 業者仕様の契約書を使用した、再委託の禁止条項がない事例（産業）

（改善策）

契約伺には契約書案が添付されているが、当初の執行伺でも原則どおり契約条項案を添付するとともに、再委託の禁止条項についても、合理的な理由がある場合を除き当初から契約条項案に含めるべきである。

（参照 農業 4 - 22 頁、産業 6 - 19 頁）

### 3. 売買契約書における目的物品の記載について

物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されているにもかかわらず、仕様書には、メーカー、型式など機種が特定されていない事例があった。

（現状及び問題点）

入札時の仕様書には機種が特定されていないが、落札業者が決定した結果、納品予定の機種が特定されたにもかかわらず契約書上その明記がされず、「仕様書のとおり」とされる事例があった。

（改善策）

売買契約書上、目的物の特定は当然のことであり、落札業者が決定した段階で納品予定機種を特定の上、契約書もしくは添付の仕様書に特定機種を明示すべきである。

（参照 衛環 2 - 16 頁、農業 4 - 23 頁）



**(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**

**施設設備及び備品の概要**

各試験研究機関の施設の概要は以下のとおりである。

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

機関名	土 地		建 物		重要物品	合 計
	取得価額	面積(m <sup>2</sup> )	取得価額	面積(m <sup>2</sup> )	取得価額 (注 2)	取得価額
衛環	508,850	15,706	2,416,665	5,891	546,296	3,471,811
林業	194,602	462,394	692,493	4,361	392,707	1,279,804
農業	11,260,046	486,727	4,295,262	38,409	1,015,876	16,571,184
畜産	661,151	1,302,856	3,369,611	24,354	360,902	4,391,664
産業	370,085 (注 1)	62,990	7,582,148	23,130	2,582,826	10,535,060
繊維	(注 1)	9,219	492,921	5,404	587,476	1,080,397
合計	12,994,734	2,339,892	18,849,104	101,549	5,486,085	37,329,923

(注) 1 産業は前橋市及び太田市より、繊維は桐生市より土地を無償にて借受けている。この表の群馬県立群馬産業技術センターの土地は旧工業試験場跡地である。

2 重要物品は 1 点 100 万円以上の備品である。

上記のうち耐用年数の経過済のものは以下のとおりである。

(単位：千円)

機関名	建 物		重要物品		合 計	
	数量	取得価額	数量	取得価額	数量	取得価額
衛環	-	-	115	413,279	115	413,279
林業	19	24,275	62	349,795	81	374,070
農業	45	158,350	251	695,128	296	853,478
畜産	9	41,678	93	265,227	102	306,905
産業	-	-	145	1,019,711	145	1,019,711
繊維	5	8,455	103	474,625	108	483,080
合計	78	232,758	769	3,217,765	847	3,450,523

(注) 耐用年数の算定は、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)の別表 2 号を参考にした。

## 監査結果 指摘事項

### 4 備品の現品確認について

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

県財務規則第 231 条は、「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。このことにつき、現在、定期的な現品確認を実施していない事例があった(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取り扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 衛環 2 - 17 頁、農業 4 - 26 頁)

### 5 必要がなくなった物品について

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

監査人が現品確認をした際に、不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。不稼働物品は本来であれば使用不能になった段階で不用決定すべきものである。これらは、毎年削減されている予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことが主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 衛環 2 - 18 頁、農業 4 - 27 頁、畜産 5 - 19 頁、繊維 7 - 14 頁)

## 意見

### 6 備品の購入について

備品の購入の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(現状及び問題点)

備品の購入の意思決定プロセスについて調査したところ、予算要求段階の要望書類は残っているが、備品の購入を必要とする内容の説明が必ずしも十分とはいえないと思われた。

(改善策)

備品の購入の意思決定プロセスにおいて、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等行うべきあり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(参照 林業 3 - 21 頁、畜産 5 - 20 頁)

### 7 機器利用状況の把握について

機器類の利用頻度を高めるために稼動実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続をとる必要がある。

(現状及び問題点)

各試験研究機関において、重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査した(調査結果は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

その結果使用頻度の低い機器が多く見受けられた。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するということではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。

また、機器類の稼動状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

(1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 衛環2 - 19頁、林業3 - 24頁、農業4 - 29頁、畜産5 - 21頁、繊維7 - 16頁)

## 8 遊休不稼働建物等について

現在では使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

古い建物で現在有効に利用されているとはいえないもの(林業、農業)や、全く使用されていないもの(畜産)がある。

これらは取り壊す予定であったが、多額の解体費用を要するため、その予算確保には優先度が低く、現在に至ってしまったものである(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

利用されていない旧建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(参照 林業3 - 26頁、農業4 - 32頁、畜産5 - 22頁)

## 9 他機関からの預かり資産について

他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。

(現状及び問題点)

重要物品の現品確認をしたところ、試験研究機関の所有物でない物品が散見された。これらは他機関からの預かり資産ということであった(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

機器等は効率的に運用するとともに、他機関から預かりがある場合には県の所有物と明確に区分するため、「物品預り証」(平成13年3月群馬県出納局発行「会計事務の手引」191頁参照)を発行し管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。

(参照 衛環2 - 21頁、産業6 - 21頁)

## 10 火災共済付保状況について

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関は「群馬県公有財産事務取扱規則」(昭和61年規則第9号、以下この項では「規則」という。)により、その建物を相互救済事業(火災共済事業：財団法人道県会館災害共済部)に付保している。その範囲については、次によっている。

(1) 規則第50条第1項各号のいずれかに該当し、理事が相互救済事業に委託する必要を認めるもの。

(規則第50条第1項)

- 一 木造の建物
- 二 文化財その他の重要又は高価であると認められる物件を保管する建物
- 三 火災の発生率が高いと認められる建物
- 四 前三号に掲げるもののほか、相互救済事業に委託することが必要と認められる公有財産

(2) 平成17年度予算の検討において、新規加入については、継続物件の振替や各所属において独自の予算措置を求めるよう相互共済事業を見直した。

(平成16年10月1日管財課長通知 新規委託対象物件)

概ね60㎡以上で、主に県民が利用する建物又は木造の建物  
 文化財その他の重要又は高価であると認められる物件を保管する建物  
 公舎及び職員住宅  
 県営住宅

なお、共済責任額(保険料)は以下のように計算される。

- ・ 等級A(RC) ... 台帳価額 × 0.7 = 見積価額      見積価額 × 0.4 = 共済責任額
- ・ 等級B(鉄骨) ... 台帳価額                      = 見積価額      見積価額 × 0.7 = 共済責任額

各試験研究機関では、予算の範囲で上記方針に該当するものから付保する物件を選定している。付保する基準設定や予算の制約は当然だが、高額な県有財産に付保されていない物件があり、火災リスクが回避されていない状況にある。主なものは以下のとおりである。

(単位：千円)

建設年度	所 在	建物名称	取得価格
群馬県衛生環境研究所			
平成 10 年度	本所	研究所本棟（注 1）	2,937,018
群馬県農業技術センター			
昭和 47 年度	前橋研究拠点	本館事務所	157,075
昭和 60 年度	〃	事務棟	169,629
昭和 63 年度	こんにやく研究センター	本館	149,904
平成 8 年度	本所	高度バイオテクノロジー研究棟	572,123
平成 9 年度	〃	優良種苗研究棟	165,879
平成 10 年度	〃	同上関連温室	533,484
群馬県畜産試験場			
平成 13 年度	本場	育雛舎	124,305
〃	〃	肉用鶏舎	33,194
〃	〃	成鶏舎	113,118
〃	〃	種鶏舎	92,216
〃	〃	鶏飼料舎	34,739
〃	〃	肉牛舎	145,603
群馬県立群馬産業技術センター			
平成 15 年度	群馬産業技術センター	管理棟	1,115,003
群馬県繊維工業試験場			
昭和 51 年度	本場	管理棟	183,280
〃	〃	研究棟	278,689
合 計			6,805,264

（注 1） 群馬県衛生環境研究所本棟は 4 階建であり、1 階と 3 階及び 4 階を衛生環境研究所が使用し、2 階を食品安全検査センターが使用しているが、2 階部分（取得価額 654,353 千円：面積按分）を含めて記載しているので 1 - 7 頁の表と金額が一致しない。

（改善策）

リスク管理の観点から、高額な県有財産について付保されていない状況は、見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

（参照 衛環 2 - 21 頁、農業 4 - 32 頁、畜産 5 - 23 頁、産業 6 - 23 頁、繊維 7 - 19 頁）

## 11 薬品等の管理状況について

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

各試験研究機関は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号、以下「毒劇法」という)及び農薬取締法(昭和23年法律第82号)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

(1) 毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。  
 目の届く所に保管する。  
 施錠する。  
 毒劇物管理簿を備え、記録する。  
 漏えい、流出を防止する。  
 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。  
 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である各試験研究機関は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。(衛環、林業、農業、畜産、産業)

(2) 農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例(平成14年10月11日条例第54号)で適正使用と管理を義務付けている。

内 容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。  
 使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める他である。  
 (林業、農業)

(具体的な事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

より適切な管理がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。

(参照 衛環2-22頁、林業3-26頁、農業4-33頁、畜産5-23頁、産業6-24頁)

## **(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか**

### **意見**

#### **12 受託研究における受託料の積算について**

受託研究における受託料の積算について、積算に関する規定がない事例や規定があるものの、規定の文言が曖昧である等の理由により統一的に積算されていない事例があった。

(現状及び問題点)

受託研究の取り扱いについて、各試験研究機関で受託研究に関する実施要綱が制定されているが、受託料の積算について以下のような事例があった。

- ・ 受託料の積算方法が規定されていないため案件ごとに必要に応じて積算している事例(衛環)
- ・ 受託料の積算方法が規定されているものの、規定の文言が曖昧であるため実際の積算が統一的に行われていなかった事例(林業、産業、繊維)

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託料の設定が恣意的にならないように積算の規定を設け、その規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。(参照 衛環 2 - 23 頁、林業 3 - 29 頁、産業 6 - 25 頁、繊維 7 - 20 頁)

#### **13 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて**

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者への適正な負担はどうあるべきか常に見直しをしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

受託料に含まれる人件費相当額は職員の給与総額をベースに算定されている。これは条例で定められた手数料の算定根拠と同様に「群馬県職員の給与に関する条例」(昭和 26 年条例第 55 号)第 17 条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出に準じた形で行っている。人件費には給与以外に法定福利費などもあるため、これらを算出根拠に入れる方法もある。

(改善策)

受託料の算定の基礎となる人件費について、利用者の負担はどうあるべきかの行政的判断を的確に行い、常に見直しを続けることが望まれる。

(参照 林業 3 - 30 頁、産業 6 - 26 頁、繊維 7 - 21 頁)



## **(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか**

### **意見**

#### **14 外部評価委員による外部評価について**

各試験研究機関における外部評価の規定に、事後評価が盛り込まれていない事例があった。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の外部評価の規定には、事前評価及び中間評価としての外部評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていないものがある。

(改善策)

研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であるので、各試験研究機関における外部評価においても規定すべきものと思われる。

(参照 林業 3 - 32 頁、農業 4 - 37 頁、畜産 5 - 29 頁)

#### **15 外部評価委員の評価基準について**

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

(現状及び問題点)

農業研究機関の研究を外部委員が評価するにあたり「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」(以下「指針」という。)を制定している。

指針では、事前評価の目的を「研究開発に着手する初期段階で、研究から実用化までに解決すべき課題を出来るだけ整理し、研究から実用化までがスムーズに運営されるようにすることにある」旨規定し、一方中間評価の目的を「研究の進捗状況を、外部の専門家等の評価を得ることにより、関連研究との整合を確認し、研究ロスを最小限にし、研究を効率的に進めること、研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組との連携を効率的に進めること等を目的とする」旨規定している。

また指針は、研究課題は「研究課題に係る標準的な評価基準」、研究手法は「研究手法等の評価に係る標準的な評価基準」と評価基準を設定している。

研究手法では事前評価と中間評価でそれぞれ評価基準を設定しているが、研究課題はそれらを分けて設定していない。

(改善策)

事前評価と中間評価の目的は異なるので、研究課題の評価基準についても、それぞれ目的に合った評価基準を規定することが望ましい。

(参照 農業 4 - 38 頁、畜産 5 - 29 頁)

## 16 外部評価委員の評価書について

農業研究機関における研究課題についての外部委員の評価書について、改善する必要がある。

(現状及び問題点)

農業研究機関における外部評価委員による評価結果について、「指針」は農業技術推進会議(注)への報告及び公表を義務付けているが、その評価書について以下の事例があった。

- (1) 外部評価委員の評価書はただ単に「指針」の別表1「研究課題に係る標準的な評価基準」をコピーしたものに外部評価委員が丸印をつけるだけの簡単なもので済ませている事例(農業)。
- (2) 外部評価委員の評価書は「指針」の標準的な評価基準に基づいた研究課題に係わる評価5項目、研究手法に係わる評価5項目について5段階の評価を下すもののほか、評価結果では、主な助言、提言とそれに対する措置を記入する独自の評価結果表を作成しているが、簡易なため改善する必要があると思われる事例(畜産)。

上記2事例とも外部評価委員が低評価しても、その理由を記載する箇所がなく、また評価委員の意見を記載する箇所がないか、あっても小さく、ほとんどの評価委員が何も記載してない。これでは外部評価委員会が有名無実化するおそれがある。

また外部研究評価会については特に議事録はなく、会議の内容のメモ書きがあるだけである。これでは外部評価の決定経過が明確にされない部分が残る。

(注) 農業技術推進会議は農業局長が設置し、農業関係試験研究推進について、研究課題設定、成果の普及等の施策を講じている。

(改善策)

外部評価委員評価書の書式を改正し、評価結果についての理由、その他の意見等を記載する箇所を設ける等書式を整え、会議要旨(概要)の作成等、研究課題についての外部評価を効果的に利用できるようにすべきである。(参照 農業4-38頁、畜産5-29頁)

## 17 研究成果の調査、分析について

基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また農業研究機関における研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

(現状及び問題点)

(1) 研究成果の調査分析について

研究成果の追跡調査については、難しい問題であるが、一部取り組んでいる試験研究機関もある。

農業研究機関では「研究成果を利用者に試験的または実践導入して、この定着性や有利性を実証し、一定期間経過後の波及効果の把握などによる研究成果の妥当性を検討する。」としているが、実際には研究担当者レベルが一部行っているだけで、まだ制度化されていない。ただし、畜産試験場では平成16年度に制度化され具体的

な実施は今後としている（農業、畜産）。

工業系の研究機関でも担当者レベルで試算する程度のもの以外、試験研究機関として正式に具体的な金額評価等の調査は行っていない。ただし、群馬産業技術センターでは、利用者にアンケート調査を行い、その回答によって経済効果の算出を試みている。しかし、これは、質問に対する回答の集計であり、したがって研究を実施した年度の成果で、また、単なる「聞き取り」の結果なので客観性に欠けるが、こうした試みを試験研究機関が行ったという点に関しては高く評価されるところである（産業、繊維）。

(2) 農業研究機関における研究計画について

農業研究機関における年度試験研究実施計画には研究によって期待される効果について記載することになっているが、具体的な成果目標が掲げられていない。「優良な...が供給される」「...に役立つ、改善される」等の抽象的表現が目立つ。「優良」がどの程度をさすのか、改善する場合、どのような基準で何をどれだけ改善するのが記載していなければ、その研究の成果を的確に評価できないものと思われる。畜産試験場では平成 16 年度の制度化から数値目標を設定することになっているが、いまだ十分とは言えない（農業、畜産）。

(改善策)

(1) 研究成果の追跡調査について

研究成果の具体的な定量的な追跡調査、分析は重要な手続きであり、制度化することが望まれる。ある研究がいくらの収益につながったかという試算は、現在のところ難しい問題である。ほとんどの研究成果は次年度以降に発生するものであり、研究完了後の 2～3 年後に追跡調査を行う必要がある。

農業研究機関では、例えば、農家における増収面（農業に対してのプラスの影響額）、生産物付加価値アップにより値上げできる幅、生産性アップ（生産量増加）の要素等を調査し、当該研究の群馬県の農業への経済的な貢献度の評価を行うことが望まれる（農業、畜産）。

工業系の研究機関では、研究完了後の 2～3 年後に追跡調査を行い、成果を享受している企業の売上への貢献度等を調査し、当該研究の群馬県の工業を中心とした各産業への経済的な貢献度の評価を行うことが望まれる（産業、繊維）。

県立試験研究機関は、その結果の公表と研究の成果を県民に報告するべきであると思われる。

(2) 農業研究機関における研究計画について

研究者は研究に従事する場合、研究の成果として一定の定量的数値をもって臨んでいるものと思われる。研究をする場合、その具体的な目標に向かって研究に邁進するのであり、偶然の産物を期待して研究するものではない。研究計画に記載されるべき、その研究の期待される効果には具体的な成果目標を判定する基準と具体的な定量的な成果目標を記載すべきである（農業、畜産）。

(参照 農業 4 - 39 頁、畜産 5 - 30 頁、産業 6 - 33 頁、繊維 7 - 23 頁)

## **(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか**

### **意見**

#### **18 中長期計画について**

現時点では、中長期計画は策定されていない試験研究機関がある。各試験研究機関の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

##### (現状及び問題点)

群馬県の試験研究機関を取り巻く環境はますます困難なものになっており、また、県財政の状況も厳しい状態が今後も継続することが予想される。

その中で、各試験研究機関は、効率的な運営を目指すことはもとより、長期的視点に立ち、今後の運営方針、目指していく方向性を明らかにし、その説明責任を果たしていくことが重要な課題であると思われるが、予算として年次計画は策定しているものの、長期的な試験研究機関の運営に必要不可欠である中長期計画が作られていない。

##### (改善策)

今後研究費の予算がますます厳しくなることが予想される中、各試験研究機関では、運営の経済性、効率性、有効性を高め、長期的視野を持って目標を達成していくことが求められ、早急に実現のための計画（基本方針、中長期計画及び年次事業計画）を策定、実行していく必要がある。

中長期計画の内容としては以下の項目が必要であると思われる。

- (1) 使命及び事業内容の明確化、重点化
- (2) ビジョン、目指す方向性の明示
- (3) 具体的な運営方針
- (4) 職員の行動指針
- (5) 使命を果たすための基本戦略
- (6) 具体的な数値設定による中期目標
- (7) 上記6の中期目標を達成するための具体的な手段・施策

また、説明責任を果たす意味からもその計画は公表し、県民の判断を仰ぐべきである。

(参照 衛環2 - 25 頁、林業3 - 33 頁、繊維7 - 24 頁)

#### **19 外部資金の導入について**

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

##### (現状及び問題点)

平成14年度から平成16年度までにおける研究用重要物品の購入については、各試験研究機関の監査結果に記載してあるとおりである。各試験研究機関にとって規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況

であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金（提案・公募型研究開発資金）を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における各試験研究機関への外部資金の導入は、各試験研究機関の監査結果にあるとおりである。

（改善策）

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

（参照 衛環 2 - 25 頁、林業 3 - 33 頁、農業 4 - 40 頁、畜産 5 - 31 頁、産業 6 - 35 頁、繊維 7 - 24 頁）

## 20 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

（現状及び問題点）

各試験研究機関では、運営のための内部の会議（運営会議）は設定してあるが、運営の諮問のための外部の識者を入れた評議会は設置していない（衛環、林業、農業、畜産、繊維）。

また、運営会議は、内容も現在直面している重要事項を取り上げ充実しており、かなり有効に機能していると思われるが、会議次第と項目は記載されているものの、議事録の作成、保存が義務化されていない（衛環、農業、畜産、繊維）。

（改善策）

(1) 評議会（運営の諮問会）を設置し、運営管理に県主務課、有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることが望まれる。例えば関係する学者、民間団体、経営に関する専門家等の参加によって、視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討に値すると思われる。

(2) 運営会議の議事録の作成、保存を義務化すべきである。

（参照 衛環 2 - 26 頁、林業 3 - 34 頁、農業 4 - 40 頁、畜産 5 - 31 頁、繊維 7 - 25 頁）

## 2.1 人事面の施策について

各試験研究機関では、研究職員の高齢化、人事の滞留現象または在職期間が短すぎる傾向があるが、研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の研究職員の在職年数は以下のとおりである。

職員	人数	平均年齢	勤務年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
衛 環	26人	44.6歳	7.7年	0.2年	11.3年	19.2年
林 業	13人	44.9歳	6.4年	1.4年	13.7年	21.6年
農 業	91人	42.0歳	1.9年	10.6年	5.4年	18.0年
畜 産	28人	42.6歳	7.0年	1.3年	11.3年	19.7年
産 業	55人	39.8歳	10.8年	0.2年	1.2年	12.1年
織 維	20人	40.9歳	15.4年	1.3年	0.1年	16.8年

注 群馬県農業技術センターは平成15年に統合されたので当场の勤続年数が全員2年以下になっている。統合前の勤務年数は他試験場に含まれている。なお、上記の統合前の勤務年数を通算すると群馬県農業技術センターの平均勤続年数は12.5年になる。

各試験研究機関の研究職及び行政職の在職年数及び具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある。

一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

各分野の試験研究に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 適切な勤続年数について

研究職の在職年数が短い試験研究機関については、長期の研究期間を要する課題にも取り組めるよう、試験研究機関が持つ特性に適った在職年数等の人員配置が求められる(林業、畜産)。

(2) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。なお、すでに採用を予定している機関もあるがさらに拡充を検討されることが望まれる(衛環、林業、農業、畜産、繊維)。

(3) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

なお、すでに活用を予定している機関もあるがさらに拡充を検討されることが望まれる（衛環、林業、農業、畜産、繊維）。

(4) 行政部門や他の研究機関との交流

試験研究機関は県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される（林業、農業、産業、繊維）。

(5) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる（各試験研究機関）。

（参照 衛環 2 - 26 頁、林業 3 - 34 頁、農業 4 - 41 頁、畜産 5 - 32 頁、産業 6 - 36 頁、繊維 7 - 25 頁）

## 2.2 研究職員の育成について

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

（現状及び問題点）

各試験研究機関における研究職員に対する研修制度は、主に実地研修及び外部の研修を受講させている。

群馬県衛生環境研究所では、研究員受け入れ要綱を制定して県立 3 病院（心臓血管センター、がんセンター、小児医療センター）から医師を併任扱いで招聘し、共同研究を実施している（平成 16 年度・延べ 16 人）。

また、県は「群馬県職員の大学院派遣に関する要綱」を制定し、職員を大学院に派遣する制度を設けている。出張または職務専念義務の免除等により研究職員を大学院に通学させ、博士号の学位資格を支援する制度で、今回包括外部監査の対象とした 6 試験研究機関において、監査実施現在通学者は 3 名である。

群馬県衛生環境研究所の上記取り組みは評価できるが、全体的には研究の活性化及び新技術の導入等のための研究職員に対する研修は十分とはいえないと思われる。

(改善策)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要であり、以下の点につき検討されたい。

(1) 民間派遣研修制度について

民間の新技术等の研究、広い視野の習得等のため民間の研究機関に派遣研修する制度についても検討されたい。余剰人員はいないので困難であると思われるが、検討に値すると思われる。

(2) 大学院派遣制度について

今後も積極的な制度活用が望まれる。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 35 頁、農業 4 - 42 頁、畜産 5 - 32 頁、繊維 7 - 26 頁)

### 2.3 業務の効率化の追求について

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の人件費は次のとおりである。 (単位：千円)

機関	区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	人件費総額	370,929	422,336	263,241
	支出総額に占める人件費割合	67.3%	57.8%	68.4%
林 業	人件費総額	327,746	244,673	237,587
	支出総額に占める人件費割合	67.2%	75.4%	71.5%
農 業	人件費総額	1,170,889	1,082,877	1,016,352
	支出総額に占める人件費割合	78.8%	78.6%	81.5%
畜 産	人件費総額	461,042	455,907	428,344
	支出総額に占める人件費割合	69.1%	71.0%	69.7%
産 業	人件費総額	447,430	502,732	512,504
	支出総額に占める人件費割合	64.1%	55.1%	56.2%
繊 維	人件費総額	232,686	224,106	196,178
	支出総額に占める人件費割合	74.4%	78.2%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考える。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。



(単位：千円)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
衛 環	41 人	9,047	49 人	8,619	30 人	8,774
林 業	23 人	8,585	20 人	8,339	18 人	8,600
農 業	131 人	8,153	124 人	8,027	117 人	8,043
畜 産	53 人	7,835	53 人	7,747	50 人	7,750
産 業	54 人	8,030	62 人	7,896	64 人	7,829
織 維	27 人	8,267	27 人	7,953	24 人	7,878

上記業務内容については、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある。

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

各試験研究機関内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 林業 3 - 35 頁、農業 4 - 42 頁、畜産 5 - 33 頁、産業 6 - 37 頁、繊維 7 - 26 頁)

## 2.4 試験研究における計画策定及び進捗管理について

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(現状及び問題点)

研究の進め方や進捗管理は研究担当者とグループリーダーとのコミュニケーションといった口頭ベースである場合が多く、このため適切な進捗状況の把握や進捗管理が行われていないとは言い難い。

(改善策)

研究の進捗管理は書類により行われることが望まれる。研究計画の策定、及び進捗管理を適切に行い書類として残すことは、試験研究作業の効率性の分析に有用である。そのため、単なるスケジュール表にとどまらず、各試験研究機関における試験研究活動の改善活動に資するものが作成されることを期待する。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 36 頁、農業 4 - 45 頁、繊維 7 - 27 頁)

## 25 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(現状及び問題点)

依頼試験や受託研究などでかかった工数(研究員の作業時間や機器の稼働時間など)の実績把握が行われていないため、依頼試験や受託研究の料金見積もりの妥当性を検証する仕組みが整備されていない。

また、研究課題別コスト計算を行うには、これらの整備が不可欠である。

(改善策)

依頼試験や受託研究について、案件ごとに要する工数の実績集計を行うことが望まれる。所要工数の実績を把握分析することは、料金設定の精度を向上させ、より説得力のある利用料金の設定にもつながるものと考えられる。

また、コストの中で最も大きいものは人件費であり、効率的な研究の実施及び適切な研究評価のために、職員の研究課題別の時間集計をすることが必要である。研究課題選定の段階で、当該課題にかける目標時間を設定し、それを実績時間と比較することで、研究評価や次年度以降の研究時間の効率的な配分に役立つものと考えられる。

さらには、研究課題別コスト計算の基礎資料として、必要なものである。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 36 頁、農業 4 - 45 頁、畜産 5 - 34 頁、繊維 7 - 28 頁)

## 26 光熱水費節減について

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(現状及び問題点)

各試験研究機関では、需用費の節減のため光熱水費の月次実績表を作成し管理している。

対象費目は電気、水道、ガス、灯油、ガソリン等であり、直近年度比較の月次使用料の比較、監視と分析を実施し、節減努力をしている。ただし農業技術センターでは、これを行っていない。

電気料の削減策としては、朝 8 時 30 分の一斉点灯、昼休み消灯、廊下などでは必要時点灯等を実施している。

また、繊維工業試験場では研究用ボイラーはガスでなく料金の比較的安い灯油を使っている。

(改善策)

光熱水費の節減策として、夜間電力の利用、電気使用料警報システム(「デマンド監視装置」)の設置等の検討をされたい。

(参照 農業4 - 45頁、畜産5 - 34頁、繊維7 - 28頁)

## 27 行政コスト計算書の活用について

各試験研究機関の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(現状及び問題点)

試験研究機関の運営の効率性の尺度としての経済性の視点とは、「費用対効果のバランスは取れているか」とであるとされている。この費用対効果の「費用」は、発生主義による全コストで計算されるべきであるが、県財務会計システムによって集計された支出額を用いることは適切であるかどうかについて以下の考察を行った。

県は、地方自治法に基づき執行された支出金額を、コンピューターを利用した「財務会計システム」によって集計しており、各試験研究機関も、県の一機関として、このシステムによって支出の集計を行っている。

このシステムの目的は、主として予算の正確な執行管理であり、設定された予算額に対して実際支出が超過しないように、また、予算の未執行額があった場合にそれを正確に把握することにある。

現行のシステムで把握される支出額は、費用対効果分析の「費用」の概念として、次の問題点がある。

(1) 各試験研究機関の収入として集計されないもの及び他の機関が負担すべき項目なのに各試験研究機関の支出として計上されているものがあること

収入に関し、主務課である各課その他の受入れの場合、各試験研究機関にはその収入は集計されない。すなわち、各試験研究機関の全収入額および消費・使用される全支出額を集計するには、他の所属で収入、支出されたものの調査及び支出内容の修正処理が必要であり、コスト計算は容易ではない。

(2) 収入・支出は現金主義によって集計されること

地方自治体に適用されている現在の会計方式は、地方自治法により現金主義によって行われている。現金主義とは収入・支出をもって歳入・歳出の認識基準とする方式であり、地方自治体の財務会計は歳入と歳出に関する収支均衡をその主な目的としていることがその原因である。

これに対し、試験研究機関のコストには、必ずしも当該年度の現金支出を伴わないものがある。

例えば、設備、備品等の取得の場合、現行の支出額の集計では、支出年度にその全額が集計される。しかし、設備・備品等の投資支出があった期に費用の全額を負担さ

せることは、費用対効果の分析の観点から見ていかにも不合理であり、分析がまったく意味をなさなくなってしまう。それらの資産の効果はその資産の使用期間にわたり発現するのであるから、コストの計算は、その資産の使用期間でとらえるべきである。すなわち、投資的経費については、支出時ではなく耐用年数にわたってコストを認識していくいわゆる「減価償却費」の計算を行う必要がある。

また、職員に退職金を支給する場合、現実の歳出は職員の退職時であり将来のことであるが、退職金を支給する原因は在職期間にあるため、たとえ退職金の支出がなくとも在職期間にわたって退職給付費用としてコストを認識していくいわゆる「引当金」の計算を行う必要がある。

このようなコストの認識基準を発生主義会計という。発生主義会計とは、収益と費用の認識を現金の収入、支出ではなくその発生の事実に基づいて行うものであり、一般の企業会計や公益法人会計で採用されているものである。

### (3) その他のもの

各試験研究機関の施設建設のための県債の発行に係る利息相当額

これは、各試験研究機関の歳出金額には集計されないが、各試験研究機関のコストの一部であるので集計を要する。

機会費用としての土地使用料

試験研究機関では利用している土地の内、県有資産についてコストは発生しないが、他に利用できないという意味での機会費用が発生しているとも考えられる（衛環、林業、農業、畜産）。

また土地を他から無償で借り受けている試験研究機関については、土地使用料は発生していない。しかし県民から見れば、当該試験研究機関が占有しているので他の用途には使えないという意味での機会費用が発生していると考えられる（産業、繊維）。

このように、県民にとっての行政コストは、上記すべての項目を含んだものであり、県はそのコストに対して県民よりの負託に対する説明責任があると思われる。

また、各試験研究機関の限られた「研究資源」を最大限に効率よく経済的に生かすことが最大の責務であると思われるが、その場合の「研究資源」とは、県政として各試験研究機関に投入している人、物、金のすべてを指すものであって、財務システムで予算統制管理されている直接経費として狭義の「研究費」（現金支出を伴う需用費等）はほんの一部でしかない。

### (改善策)

試験研究機関の運営の効率性の尺度としての費用対効果の分析には発生主義によるコストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきであり、試験研究機関の運営及び評価についても当該総コストによって行われるべきである。

近年、国や地方公共団体では、発生主義に基づく企業会計の考え方を取り入れた行政コスト計算書の作成が行われている。群馬県でも、県全体の行政コスト計算書が作成されており一般に公開されているが、機関別、部署別のものは作成されていない。

行政コスト計算書は、地方公共団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から県民の立場に立って、最終的に県民が負担するコストを集約して表示する計算書である

行政コストの算定によって、県職員に対しては、コスト意識を高揚させることにより諸施策の企画・立案の能力を高め、県民や県議会に対しては、諸施策の正確なコストが開示されることにより、土地・建物等の県の行政資源がどのように使用され、それを誰がどのくらい負担しているのかを分かりやすく伝えることが可能となるからである。

なお、各試験研究機関の行政コスト計算書を、平成 14 年度から平成 16 年度の 3 年間に  
ついて試算した。

具体的には現金主義により集計された各試験研究機関の財務数値を発生主義に修正するものであるが、その目的は、各試験研究機関に県の資金がどれだけ投じられているのかを示すことによって、コスト意識を実感すること及び県民に対する説明責任を果たすこと、さらには今後の運営の手がかりになることを願ったからである。

なお、行政コストは、施設の規模、施設の新旧、職員の人数等諸条件によって変動するものであり、単純な行政コストの多寡によって効率性や経済性を論ずべきでなく、研究成果やその効果の実現内容等総合勘案して、「費用対効果」として試験研究機関の効率性を判断すべきものである。ただし、現在のところ研究成果やその実現内容の点に関しては、数値化された尺度がないのでコストと効果の対比はできなかった。今後の効果の数値化等具体的測定という課題につき取り組む必要がある。

厳正な評価を要する県のあらゆる事業に行政コスト計算が適用されることを期待する。

総 論

(各試験研究機関の行政コスト計算書の総括表)

平成 14 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	392,120	51.8	233,023	58.5	1,233,071	74.0
ものにかかるコスト	346,605	45.8	157,714	39.6	399,513	24.0
移転的なコスト	1,770	0.2	2,011	0.5	1,859	0.1
その他のコスト	15,511	2.0	5,394	1.3	32,180	1.9
行政コスト総額	756,007	100.0	398,144	100.0	1,666,625	100.0
収入計	1,766		2,439		87,501	
行政コストの純額	754,241		395,705		1,579,123	
研究職員数(人)	34		15		96	
研究職員 1 人当りコスト	22,183		26,380		16,449	
県民数(人)	2,028,693					
県民 1 人当りコスト(円)	371		195		778	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	486,414	58.4	447,430	80.1	245,432	74.3	3,037,492	66.9
ものにかかるコスト	301,399	36.2	109,216	19.5	79,241	24.0	1,393,691	30.7
移転的なコスト	1,868	0.2	926	0.1	745	0.2	9,181	0.2
その他のコスト	43,377	5.2	917	0.1	5,078	1.5	102,460	2.2
行政コスト総額	833,060	100.0	558,490	100.0	330,497	100.0	4,542,825	100.0
収入計	124,308		37,711		10,454		264,182	
行政コストの純額	708,751		520,778		320,043		4,278,644	
研究職員数(人)	29		47		23		244	
研究職員 1 人当りコスト	24,439		11,080		13,914		17,535	
県民数(人)	2,028,693							
県民 1 人当りコスト(円)	349		256		157		2,109	

平成 15 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	446,698	55.9	192,079	64.8	1,139,606	74.0
ものにかかるコスト	336,517	42.1	97,671	32.9	370,616	24.0
移転的なコスト	655	0.1	2,452	0.8	984	0.1
その他のコスト	14,854	1.9	4,089	1.3	29,737	1.9
行政コスト総額	798,726	100.0	296,292	100.0	1,540,945	100.0
収入計	2,951		4,143		102,608	
行政コストの純額	795,775		292,149		1,438,336	
研究職員数(人)	43		15		97	
研究職員 1 人当りコスト	18,506		19,476		14,828	
県民数(人)	2,031,415					
県民 1 人当りコスト(円)	391		143		708	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	479,312	57.7	531,303	45.2	234,513	72.7	3,023,513	60.9
ものにかかるコスト	302,002	36.4	597,418	50.9	82,437	25.6	1,786,665	36.0
移転的なコスト	1,914	0.2	2,089	0.1	361	0.1	8,457	0.2
その他のコスト	47,070	5.7	42,370	3.6	5,078	1.6	143,200	2.9
行政コスト総額	830,300	100.0	1,173,181	100.0	322,391	100.0	4,961,837	100.0
収入計	116,103		64,761		11,057		301,625	
行政コストの純額	714,196		1,108,419		311,333		4,660,211	
研究職員数(人)	28		53		22		258	
研究職員 1 人当りコスト	25,507		20,913		14,151		18,062	
県民数(人)	2,031,415							
県民 1 人当りコスト(円)	351		545		153		2,294	

総 論

平成 16 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	285,491	56.6	177,364	63.9	1,065,233	74.5
ものにかかるコスト	204,402	40.5	96,484	34.7	336,482	23.5
移転的なコスト	312	0.1	736	0.2	1,080	0.1
その他のコスト	14,189	2.8	2,735	0.9	26,592	1.9
行政コスト総額	504,396	100.0	277,320	100.0	1,429,389	100.0
収入計	308		6,458		78,632	
行政コストの純額	504,087		270,862		1,350,756	
研究職員数(人)	26		13		91	
研究職員 1 人当りコスト	19,387		20,835		14,843	
県民数(人)	2,028,733					
県民 1 人当りコスト(円)	248		133		665	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	450,629	56.2	536,129	44.3	214,021	74.9	2,728,869	60.5
ものにかかるコスト	300,622	37.4	609,109	50.4	65,887	23.0	1,612,989	35.8
移転的なコスト	2,295	0.3	4,184	0.3	892	0.3	9,502	0.2
その他のコスト	48,890	6.1	60,526	5.0	5,078	1.8	158,012	3.5
行政コスト総額	802,437	100.0	1,209,950	100.0	285,880	100.0	4,509,374	100.0
収入計	119,146		99,265		12,062		315,874	
行政コストの純額	683,290		1,110,685		273,817		4,193,500	
研究職員数(人)	28		55		20		233	
研究職員 1 人当りコスト	24,403		20,194		13,690		17,997	
県民数(人)	2,028,733							
県民 1 人当りコスト(円)	336		547		134		2,067	



(主な数値の推移と比較)

行政コスト総額の推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	756,007	16.6	798,726	16.1	504,396	11.2
林 業	398,144	8.8	296,292	6.0	277,320	6.2
農 業	1,666,625	36.7	1,540,945	31.1	1,429,389	31.7
畜 産	833,060	18.3	830,300	16.7	802,437	17.8
産 業	558,490	12.3	1,173,181	23.6	1,209,950	26.8
織 維	330,497	7.3	322,391	6.5	285,880	6.3
合 計	4,542,825	100.0	4,961,837	100.0	4,509,374	100.0

(注) 比率は合計に対する各試験研究機関の発生額の比率である。

人にかかるコストの推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	392,120	51.8	446,698	55.9	285,491	56.6
林 業	233,023	58.5	192,079	64.8	177,364	63.9
農 業	1,233,071	74.0	1,139,606	74.0	1,065,233	74.5
畜 産	486,414	58.4	479,312	57.7	450,629	56.2
産 業	447,430	80.1	531,303	45.2	536,129	44.3
織 維	245,432	74.3	234,513	72.7	214,021	74.9
合 計	3,037,492	66.9	3,023,513	60.9	2,728,869	60.5

(注) 比率は各試験研究機関の行政コスト計に対する比率である。

ものにかかるコストの推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	346,605	45.8	336,517	42.1	204,402	40.5
林 業	157,714	39.6	97,671	32.9	96,484	34.7
農 業	399,513	24.0	370,616	24.0	336,482	23.5
畜 産	301,399	36.2	302,002	36.4	300,622	37.4
産 業	109,216	19.5	597,418	50.9	609,109	50.4
織 維	79,241	24.0	82,437	25.6	65,887	23.0
合 計	1,393,691	30.7	1,786,665	36.0	1,612,989	35.8

(注) 比率は各試験研究機関の行政コスト計に対する比率である。

各年度の試験研究機関全体で発生していると試算された行政コストは平成 14 年度が約 45 億円、平成 15 年度が約 50 億円、平成 16 年度が約 45 億円となっている。

研究員 1 人当たりのコストの試験研究機関の平均は平成 14 年度が 17,535 千円、平成 15 年度が 18,062 千円、平成 16 年度が 17,997 千円となっている。

各試験研究機関の行政コスト計を比較してみると、群馬県農業技術センターの行政コストが全体の 3 割程度を占めており最も高いものとなっている。これは平成 15 年度に組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター及び病害虫防除所を群馬県農業技術センターに統合した結果、群馬県農業技術センターの規模が拡大したことが主な要因である。

なお、群馬県農業技術センターの平成 14 年度の金額は、群馬県農業技術センターに統合された 4 試験研究機関の数値を合算したものをベースに作成している。

また、群馬県立群馬産業技術センターの行政コストは平成 14 年度から平成 15 年度で大幅に増加しているが、平成 14 年度は群馬県工業試験場のものであり、平成 15 年度以降は、群馬県立群馬産業技術センターとなったことによる。行政コストが増加した理由としては、群馬県立群馬産業技術センター設置にあたって大規模な設備投資を実施したことから減価償却費が大幅に増加したことが主な要因となっている。

群馬県衛生環境研究所の行政コストが平成 16 年度で大きく減少しているが、これは平成 16 年度に食品安全検査センターを分離したことによりコストが減少したためである。

各試験研究機関の人にかかるコストの比較と物にかかるコストの比較をしてみると、群馬県林業試験場、群馬県農業技術センター及び群馬県繊維工業試験場は人にかかるコストの割合が比較的高い試験研究機関であり、群馬県衛生環境研究所、群馬県畜産試験場、及び群馬県立群馬産業技術センターはものにかかるコストの比率が比較的高い試験研究機関であるという傾向が出ている。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 38 頁、農業 4 - 48 頁、畜産 5 - 35 頁、産業 6 - 39 頁、繊維 7 - 28 頁)

## 28 研究課題別原価計算について

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

### (現状及び問題点)

現状では、研究課題ごとのコストを予算で把握している。しかし、把握されているコストには人件費が含まれておらず、また光熱水費や設備の償却費など間接的に発生するコストや支出を伴わないコストが含まれていないため、研究に要したコスト計算としては不十分なものである。

### (改善策)

研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有用な情報を提供すると考えられる。また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価に当たって重要な情報を提供

することとなると考えられる。

現在行われている研究課題ごとのコスト把握に人件費等のコストを加味し、研究課題ごとのコストの見積りおよび実績を集計できる仕組みの構築を検討されたい。

(研究課題別コストの試算)

各試験研究機関の研究課題を任意に1課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は各試験研究機関の監査結果に記載してある。

(参照 衛環 2 - 30 頁、林業 3 - 40 頁、農業 4 - 50 頁、畜産 5 - 37 頁、産業 6 - 41 頁、繊維 7 - 30 頁)

## 29 研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

平成 16 年度の各試験研究機関の研究成果は、それぞれの試験研究機関の業務報告、学会発表等により公表されている。また実用化できる研究成果も各試験研究機関とも実績を挙げており、これらについては評価できるが、研究成果の公表媒体について検討する必要がある。

各試験研究機関の研究成果の公表形態については、監査結果に記載してある。

(改善策)

研究成果の迅速な普及は、各試験研究機関の課題として今後取り組むべき重要課題であると思われるので、その方法について検討されたい。

(参照 林業 3 - 42 頁、農業 4 - 51 頁、畜産 5 - 39 頁、繊維 7 - 32 頁)

## 30 県立 8 試験研究機関の連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には 8 試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。各試験研究機関と他の研究機関との連携関係は、各試験研究機関の監査結果に記載してあるとおりである。

監査結果に記載してあるとおり、努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果が期待できるのではないかと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。各試験研究機関でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

(参照 衛環 2 - 31 頁、林業 3 - 42 頁、農業 4 - 52 頁、畜産 5 - 39 頁、産業 6 - 43 頁、繊維 7 - 33 頁)

### 3.1 試験研究機関の今後のあり方について

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で試験研究機関の今後の運営には、効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

#### （現状及び課題）

各試験研究機関に現状と課題、今後のあり方等について質問し、回答を得た（具体的内容は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

#### （問題点）

各試験研究機関から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射っているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

#### （改善策）

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で試験研究機関の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである（ただし、中にはすでに取り組んでいる試験研究機関もあり、具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

#### (1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

中長期計画による戦略的な運営を目指す。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関の運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更

なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

県の試験研究機関は、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(5) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 衛環 2 - 33 頁、林業 3 - 44 頁、農業 4 - 54 頁、畜産 5 - 41 頁、産業 6 - 44 頁、繊維 7 - 34 頁)

## 県として検討すべき項目

### 意見

#### 1 地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について

地方独立行政法人制度の趣旨は、より効果的かつ効率的な行政サービスを提供することであり、試験研究業務にこの制度導入を選択肢に入れて検討されたい。

##### (現状及び問題点)

各試験研究機関の運営の効率性向上のために諸施策を提言してきたが、その効果は県の試験研究機関としての限界があり、これらを解消させるには、地方独立行政法人化も選択肢として検討することが望まれる。また、地方独立行政法人化が不可能だとしても、その制度の長所を可能な限り取り入れることによって改革の効果が上がるものと思われる。

##### (改善策)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）が制定され、平成 16 年 4 月より制度が発足した地方独立行政法人とは、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人」（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項）である。

その制度の主眼は、目標管理制度と徹底したディスクロージャー制度を導入しつつ、法人の長等の経営責任のもとで自立的に運営させることとするとともに、単年度予算主義の緩和、契約の弾力化、業績給の効果的な導入など、より機動的、弾力的な財務運営・人事管理を可能とするものであり、対象業務も地方独立行政法人法第 21 条で「試験研究を行うこと」が記載されている。

県の試験研究機関を地方独立行政法人化することによるメリット・デメリットは次のとおりである。

##### (1) メリット

###### 経営責任の明確化

法人の長は、定員数管理や年度予算の作成により、現在の各試験研究機関長に比べて、より広範な権限行使が可能となるとともに、経営責任の明確化が図られる。

###### 中期目標、計画による計画的運営の推進

法人は、県の設定した 3～5 年の中期目標に基づいて中期計画を策定し、知事の認可を受ける。さらに、法人は中期計画に基づき年度計画を策定し、これに基づいて事業を行う。その結果、中期的視点に立った計画的事業運営が行われ、また、毎年度の予算に対する議会の関与はなくなり、単年度予算主義とは異なるルールのもとで、予算執行における機動性、弾力性の向上が期待できる。

#### 経営のチェック体制の強化

第三者評価委員会による業績評価や会計監査人による監査などによる経営のチェック体制が強化され、公正性や信頼性が向上し、業績改善につながる。

#### 人事制度の弾力化

地方独立行政法人では現在の地方公共団体とは異なる人事制度を構築することができる。そのため職員の人事評価制度を作成しこれに基づいた給与支給ができるので、人事配置の硬直化の解消、年功序列による報酬制度の廃止及び業績連動型人事評価の採用等によって有能な研究者にインセンティブを与えることが可能になる。

その結果、人事制度が大幅に弾力化し、人件費割合が高い試験研究機関においてはその効果は大きいと思われる。

#### 説明責任の明確化

法人は、発生主義会計に準拠する独立行政法人会計基準に基づき、毎事業年度終了後3カ月以内に知事に財務諸表を提出して承認を受ける必要がある。また、財務諸表だけでなく、中期目標及び計画、業務の実績ならびに評価結果等につき、積極的に開示することが求められるので、県民に対する説明責任の大幅な改善が期待できる。

#### (2) デメリット

地方独立行政法人となった場合に想定されるデメリットは、地方独立行政法人化への移行のために総務関係要員が別途必要になること、財務会計の構築や不動産登記のための登記委託等の経費が発生すること、法人役員報酬や監査料等、新たなランニングコストが発生すること等が挙げられる。